

広島県告示第四百十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定によつて、次に掲げる地籍調査を令和七年四月一日付けで国土調査として指定した。

令和七年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大竹市	南栄一丁目	国土調査指定の日（令和八年三月三十一日）